

議会受付番号	鎌議第 1158 号
質問者	上畠 寛弘 議員
答弁する者	市長(経営企画部 経営企画課)

文書質問に対する答弁書

鎌倉市議会基本条例第7条第3項（鎌倉市議会会議規則第105条）の規定による文書質問について、次のとおり答弁いたします。

1 件名

徳育条例の制定に向けた進捗と今後

2 質問の要旨

市長への質問

- ・松尾市長は二期目のマニフェストに於いて徳育条例の制定を掲げたが、現状の制定に向けた進捗は如何か。
- ・徳育条例制定に向けた研究を行っているのか。研究を行っているのであれば、今どの程度の研究段階にあるのか。制定は可能なのか。
- ・徳育条例の制定の意義と目的は何か。いつ制定するのか。

教育委員会への質問

- ・教育委員会は市長の徳育条例制定についてのマニフェストをどう受けとめるか。
- ・教育委員会は市長から徳育条例制定について何らかの依頼や指示を受けたか。制定する予定はあるのか。制定する場合、市長の現任期中にまにあうのか。

3 答弁

【市長答弁】

- ・徳育基本条例（仮称）につきましては、トップダウンにより速やかに制定するというものではなく、まずは広範な議論を行いながら、検討を進めていく必要があると考えています。
- ・徳育基本条例（仮称）の制定に向けては、まずは一人一人がそれについて考えるところから始めていきたいという思いがあります。庁内における議論や市民の皆さんとの議論を重ねて取り組んでいきたいと思っています。現時点において具体的な検討には至っておりませんが、今後、総合教育会議のような場面において幅広く議論していきたいと考えています。
- ・徳育基本条例（仮称）は、教育基本法の理念を土台に、この鎌倉において、一人一人が思いやりを持って、お互いに助け合えるような人間関係を築いていくことが、地域全体で取り組むことができればとの思いから、政策集に掲載したものです。日本人が持つやさしさ、気遣い、礼儀などのコミュニケーション能力を少しでも多くの子どもたちが身に付け、「鎌倉の子どもたちは違う」と思ってもらえるような地域社会にしていきたいと考えております。広範な議論を重ね、任期中には一定の成果を出せるように努めてまいりたいと考えています。

※教育委員会への質問については、別途教育委員会より回答します。